

消費税仕入控除税額取扱確認書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所（所在地）
名称
氏名（代表者氏名）
電話番号

船橋市緊急輸送道路沿道建築物除却助成事業に要する費用について、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額の取扱は次のとおり相違がないことを確認します。

なお、当該事業費の消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、速やかに市長の承認を受け、助成金の交付が完了している場合は、助成事業が完了した日の属する会計年度の翌々年度6月30日までに市長に報告の上、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定したときは、当該消費税及び地方消費税に係る助成金相当額を返還します。

助 成 年 度	年度
助 成 金 の 名 称	船橋市緊急輸送道路沿道建築物除却助成金
助成事業の名称	船橋市緊急輸送道路沿道建築物除却助成事業
助成事業の内容	除却
助成基本額の算定方法	☐助成基本額に消費税額を含めて算定しない ☐助成基本額に消費税額を含めて算定する （第7条第2項に規定する限度額により交付申請額が決定する場合も含む） ※申告により消費税仕入控除税額が確定した後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要です。
助成基本額に消費税額を含めて算定する理由	☐免税事業者である。 ☐消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出した簡易課税事業者である。 ☐消費税法別表第3に掲げる法人で特定収入割合が5%を超える事業者である。 ☐消費税法第30条第2項に規定する個別対応方式又は一括比例分配方式により全額控除とならない事業者である。